平成２２年（フ）第１８５４６号
東京都板橋区桜川３丁目20―10―302
破産者　江澤　仁幸
1　決定年月日　平成23年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１８５４７号
東京都板橋区桜川３丁目20―10―302
破産者　江澤　郁子（旧姓麻生）
1　決定年月日　平成23年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１８５６０号
東京都杉並区阿佐谷北２－８－８　荻野須画方、住民票上の住所東京都杉並区上荻３丁目21―13　富士見荘
破産者　田村　展子
1　決定年月日　平成23年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２２年（フ）第１０３号
鹿児島県出水市上鯖渕1540番地２
破産者　春田さつき
1　決定年月日　平成23年１月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２２年（フ）第５０１号
川崎市高津区北見方１丁目23番26―201号
破産者　東　　真一
1　決定年月日　平成23年１月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第２８０６号
大阪府枚方市中宮北町２番３―401号、開始決定時の住所京都府宇治市広野町寺山89番地の17
破産者　須田　育宏
1　決定年月日　平成23年１月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５６３号
宮城県多賀城市浮島字高原171番地の11
破産者　丹治きよみ
1　決定年月日　平成23年１月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第４０９号
茨城県ひたちなか市大字枝川237番地
破産者　箕輪　保男
1　決定年月日　平成23年１月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第６３７号
石川県かほく市松浜ホ10番地、申立時の住所金沢市南森本町ツ20番地１
破産者　田下　　弘
1　決定年月日　平成23年１月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第１９０号
金沢市専光寺町そ95番地７
破産者　上杉　宏昭
1　決定年月日　平成23年１月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第２９６号
石川県かほく市二ツ屋118番地、開始決定時の住所金沢市菊川１丁目８番５号
破産者　佐藤　勝助
1　決定年月日　平成23年１月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第６号
京都府宮津市字魚屋923番地の５、前住所大阪府摂津市別府２丁目31番26号
破産者　三宅　里奈
1　決定年月日　平成23年１月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所宮津支部

平成２２年（フ）第１２２６号
北海道千歳市駒里2219番地の１、破産開始決定時の住所北海道千歳市駒里2271番地の４
破産者　渡辺　　光
1　決定年月日　平成23年１月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２９号
北海道札幌市豊平区西岡１条３丁目12番17号、前住所北海道登別市千歳町６丁目１番地107
破産者　小玉　敏博
1　決定年月日　平成23年１月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２２年（フ）第２２６号
福島市松川町字仲ノ内７番地の９
破産者　丹治千賀子
1　決定年月日　平成23年１月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

平成２２年（フ）第８０号
福島県西白河郡矢吹町大町62番地　ミリオンハイツ３―202
破産者　水戸　伸子（旧姓奥川）
1　決定年月日　平成23年１月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２２年（フ）第１６２１号
横浜市瀬谷区橋戸２丁目４番地５コーポフェニックスＢ501号、開始決定時の住所横浜市瀬谷区相沢５丁目62番地28
破産者　田代　　勇（旧姓新居）
1　決定年月日　平成23年１月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部